

心理的リアクタンスに及ぼす 自由侵害の正当性と脅威の性質の効果

深田博己・戸塚唯氏・児玉真樹子

(2003年9月30日受理)

Effects of justification of obstruction to freedom and characteristics
of the threat on psychological reactance

Hiromi Fukada, Tadashi Tozuka, and Makiko Kodama

The purpose of this study was to clarify the effects of threats to freedom by a stranger in a general social situation on psychological reactance. We supposed that the following effects would be seen in the process of psychological reactance arousal.

- (1) Negative effect from justification of threats to psychological reactance (affective resistance)
- (2) Positive effect from magnitude of threats to psychological reactance (affective resistance)
- (3) Positive effect from psychological reactance (affective resistance) to semi-direct attempts at restoration of the obstructed freedom (verbal resistance) and to direct attempts at restoration of the obstructed freedom (behavioral resistance)

From the results of path-analysis, we confirmed (1) and (2), but could not find (3).

Key words: psychological reactance, justification, threat.

キーワード：心理的リアクタンス，正当性，脅威

問 題

リアクタンス強度の規定因としての自由侵害の正当性
心理的リアクタンスの強度を規定する要因として、Brehm (1966) は自由侵害の正当性と合法性の 2 要因が存在すると指摘した。Brehm (1966) は、自由侵害の正当性や合法性が増加すると、暗々に侵害される自由の数が減少するため、喚起される心理的リアクタンスの強度が減少し、逆に、自由侵害の正当性や合法性が減少すると、暗々に侵害される自由の数が増加するため、喚起される心理的リアクタンスの強度が増加すると仮定していた。しかし、自由侵害の正当性や合法性が高ければ、侵害された自由の直接的回復意図が抑制され間接的回復意図が促進されるという、自由侵害の正当性や合法性の影響の複雑さのため、Brehm (1966) は両要因を検討課題として取り上げなかった。心理的リアクタンス強度の規定因を自由の性質にかかわる要因と脅威の性質にかかわる要因に大

別した Brehm & Brehm (1981) も、同様の理由により、自由侵害の正当性や合法性の要因を検討課題として扱わなかった。その結果、自由侵害の正当性あるいは合法性が心理的リアクタンスに及ぼす影響の問題は、深田・木村・牧野 (1997) と深田 (2003) を除けば、長い間未検討のまま放置されてきた。

自由侵害の正当性の効果

教師の言語的脅威による自由侵害が児童・生徒の心理的リアクタンスに及ぼす影響を検討した深田他 (1997) は、自由侵害の正当性に相当する脅威の正当性が心理的リアクタンスの喚起に影響することを解明した。深田他 (1997) は、脅威の正当性要因が感情的反発 (心理的リアクタンス)，言語的反発 (自由の準直接的回復意図)，行動的反発 (自由の直接的回復意図) のいずれに対しても有意な主効果をもち、教師の言語的脅威が正当な場合に比べ、不当な場合には、感情的反発、言語的反発、行動的反発が強まることを発

見した。しかしながら、深田他（1997）では、自由侵害の正当性が心理的リアクタンス強度に及ぼす影響過程、すなわち媒介メカニズムについては全く解明されてしまう、さらに、自由侵害の合法性の影響についても検討されていない。

リアクタンスに及ぼす自由侵害の正当性の影響過程

自由侵害の正当性と合法性が自由の信念強度（自分には特定の自由があるという信念の強さ。自由の認識、自由の期待、自由の保持強度といった用語と同義）に影響を及ぼし、その自由の信念強度が喚起される心理的リアクタンス強度を規定すると仮定した深田（2003）は、自由侵害の正当性と合法性を独立的に操作し、これらの要因が心理的リアクタンス強度に及ぼす効果を実験的に検討しようと試みた。しかし、実験操作の検討段階で、正当性要因と合法性要因が交絡することが判明したため、両要因を独立変数として設定することが極めて困難であるとの結論に至った。

そこで、深田（2003）は、被験者の個人内反応の相関分析を実行することによって、心理的リアクタンス理論における自由侵害の正当性と合法性の意義を検証する方法を選択した。第1ステップに自由侵害の正当性認知と自由侵害の合法性認知、第2ステップに侵害された自由の信念強度、第3ステップに喚起された心理的リアクタンス強度、第4ステップに侵害された自由の直接的回復意図を設定したパス解析を行った。その結果、自由侵害の正当性認知と合法性認知の両変数から侵害された自由の信念強度への有意な負のパスがみられ、さらに、この自由の信念強度から心理的リアクタンスへの有意な正のパスがみられた。また、使用した2つの仮想場面のそれぞれ一方で、自由侵害の正当性認知あるいは合法性認知から侵害された自由の直接的回復意図への有意な負のパスが存在することが発見された。すなわち、自由侵害の正当性の減少あるいは合法性の減少は侵害された自由の信念強度を増加させ、この自由の信念強度の増加が心理的リアクタンスの強度を増加させることが実証され、当初の仮説1が支持された。また、自由侵害の正当性の減少あるいは合法性の減少は侵害された自由の直接的回復意図を促進することも証明され、当初の仮説2が支持された。

こうした深田（2003）の結果から、自由侵害の正当性と合法性は、独立的操作が困難な変数であるが、主として侵害された自由の信念強度を媒介にして喚起される心理的リアクタンス強度を規定する有力な変数であること、また、侵害された自由の回復手段のタイプを規定する有力な変数であることが解明された。

自由侵害としての言語的脅威に関する先行研究の問題点

これまでに筆者らは、言語的脅威による自由侵害が心理的リアクタンスに及ぼす影響について一連の研究を実施してきた。これらの研究では、母親からの言語的脅威（深田、1983, 1986, 1994; 深田・坪田・周, 1993; 深田・植田, 1993; 坪田・深田・周, 1992）、教師からの言語的脅威（深田・木村, 1996; 深田他, 1997; 深田・木村・牧野, 1998; 深田・植田, 1991）、同級生からの言語的脅威（深田他, 1998）を取り上げ、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生といった年齢段階の対象者の心理的リアクタンスに対するそれらの要因の影響を測定した。検討した要因の中心は、脅威が順態度的脅威であるか反態度的脅威であるかという脅威方向要因（深田, 1983, 1986, 1994; 深田・木村, 1996; 深田他, 1993）であり、さらにこの脅威の方向要因を禁止脅威方向要因と強制脅威方向要因とに区別し、検討を加えた（深田・植田, 1993）。このほかに、深田・植田（1991）は自由侵害の圧力強度である脅威強度要因、侵害された自由の重要性要因、侵害された自由の実行可能性要因を、深田他（1998）は自由侵害者である脅威者の要因を、坪田他（1992）は侵害された自由である禁止された行動への欲求要因を、すでに紹介したように深田他（1997）は自由侵害の正当性である脅威の正当性要因を検討してきた。

しかし、現段階では、自由侵害の正当性要因と脅威の性質に直接関係する要因と同時に取り上げて、それらの要因の相互作用を含めて検討した先行研究は見当たらず、探索的な検討の必要性が認められる。

したがって、本研究では、自由侵害の正当性要因と同時に、脅威に関する基本的な要因として脅威強度要因と脅威方向要因を取り上げ、これらの要因が心理的リアクタンスに及ぼす影響過程を探索的に検討する。脅威方向要因に関しては、反態度的脅威の方が順態度的脅威よりも喚起する心理的リアクタンスが大きいというほぼ一貫した結果が報告されている（深田, 1983, 1986, 1994; 深田他, 1993; 深田・木村, 1996）。また、脅威強度要因に関しては、強脅威の方が弱脅威よりも喚起する心理的リアクタンスが大きいという結果が報告されている（深田・植田, 1991）。

また、深田（2003）の研究では、電車内の喫煙禁止場面で言語的脅威を与える人は未知の乗客、アパートでの子犬飼育禁止場面で言語的脅威を与える人は同じアパートの住人という設定であった。本研究では、深田（2003）を除く過去の一連の研究で言語的脅威者（自由侵害者）として使用してきた母親や教師ではなく、未知の他者を言語的脅威者（自由侵害者）として設定することによって、家庭や学校以外の一般的な社

会場面における言語的脅威が対象者の心理的リアクタンス強度に及ぼす影響を明らかにしたい。

なお、本研究では先行研究（深田，1994；深田・木村，1996；深田他，1993, 1997, 1998；深田・植田，1991, 1993；坪田他，1992）に合わせて、心理的リアクタンスの測度として感情的反発、侵害された自由の準直接的回復意図として言語的反発、侵害された自由の直接的回復意図として行動的反発を測定する。先行研究では、内面的反応である感情的反発の方が、行動意図的反応である言語的反発や行動的反発よりも常に顕著であるという結果が見いだされている。

目的と仮説

本研究の目的は、一般的な社会的場面における未知の自由侵害者からの自由侵害が対象者の心理的リアクタンスの喚起に及ぼす影響過程を解明することである。第1研究では、自由侵害の正当性要因と脅威強度要因がリアクタンス強度に及ぼす効果を検討し、第2研究では、自由侵害の正当性要因と脅威方向要因がリアクタンス強度に及ぼす効果を検討する。

そして、本研究では、自由侵害の正当性が心理的リアクタンス（感情的反発）と負に関係し、脅威強度が心理的リアクタンス（感情的反発）と正に関係し、さらに心理的リアクタンス（感情的反発）が自由の準直接的回復意図（言語的反発）および侵害された自由の直接的回復意図（行動的反発）と正に関係するであろうと仮定する。

第1研究

目的

第1研究では、自由侵害の正当性要因と脅威強度要因がリアクタンス強度に及ぼす効果を検討する。

方法

実験計画と被験者 独立変数は、脅威の正当性（正当、不当）と脅威強度（強脅威、弱脅威）であり（どちらも被験者間要因）、 2×2 の4条件を設けた。被験者はH大学の学部生76名であった。これらから回答に不備のあった被験者を除き、さらに各条件の人数が等しくなるように人数の多かった条件から無作為に被験者を削除していった結果、最終的な分析対象者は72名となった（各条件の被験者は全て18人）。

実験手続き 実験は、小冊子を個別に被験者に配付する形式で行った。実験材料は8種類あり（実験操作の組み合わせは4種類であったが、そのそれぞれについて男性用と女性用が存在していた），小冊子はこの

うちの1種類と質問紙から構成されていた。男性被験者には男性用の4種類の小冊子の1つを無作為に配付し、女性被験者には女性用の4種類の小冊子の1つを無作為に配付した。小冊子の題目は「他者からの指示を受けた場合の感じ方」であり、教示は口頭および小冊子の表紙で行った。

実験材料 各実験材料には、2つの場面が含まれていた。すなわち、電車内での喫煙禁止場面と自転車の路上への駐輪禁止場面である。各場面は、3コマの投影法的な略画で呈示された。それぞれのコマには50字程度の説明文がついており、いくつかのコマには登場人物のフキダシがついていた。男性用の小冊子では主人公は男性（太郎）であり、女性用の小冊子では主人公は女性（花子）であった。

略画の1コマ目では、主人公の置かれている状況を描写した（例：「主人公が混んでいる喫煙車でタバコを吸っている」「主人公が人通りの多い道を自転車で走っている」）。2コマ目では、主人公の初期態度を描写した（例：「タバコを吸いつづけよう」「自転車を道の脇に置こう」）。3コマ目では、主人公の周りにいる他者が主人公に言語的要請をする場面を呈示した（例：「タバコを吸わないでください、迷惑です」「ここに自転車を置かないで駐輪場におきなさい、じゃまです」）。以後本研究では、この他者のことを要請者と呼ぶことにする。なお、第1研究における各条件の要請は、どれも2コマ目で表現された主人公の初期態度とは逆の方向のものであり、反態度的脅威に相当する。

要因の操作 脅威の正当性と脅威強度の操作は、各コマの略画と説明文を変化させることで行った。

(1)正当条件 喫煙禁止場面では満員電車で隣に風邪で咳きこんでいる人が座っている状況を、また駐輪禁止場面では人通りが多く狭い道で駐輪場が近くにある状況を描写した。

(2)不当条件 喫煙禁止場面では空いている車両で隣に風邪もひいていない健康な人が座っている状況を、また駐輪禁止場面では人通りの少ない広い道で駐輪場が遠くにある状況を描写した。

(3)強脅威条件 主人公に対する要請者の言語的圧力を強く描写した。すなわち、要請者が主人公に対して「タバコを吸わないでください、迷惑です（喫煙禁止場面）」「ここに自転車を置かないで駐輪場に置きなさい、じゃまです（駐輪禁止場面）」と述べている状況を描写した。

(4)弱脅威条件 主人公に対する要請者の言語的圧力を弱く描写した。すなわち、要請者が主人公に対して「できたらタバコを吸わないで欲しいのですが（喫煙禁止場面）」「できたらここに自転車を置かないで、

駐輪場に置いて欲しいのですが（駐輪禁止場面）」と述べている状況を描写した。

従属変数の測定

(1)脅威の正当性認知 各場面において、要請者が主人公に言ったことがどの程度正当だと思うかを5段階で評定させた（正当だと思う5点—正当だと思わない1点）。

(2)脅威強度認知 各場面において、主人公が要請者の言葉にどの程度威圧感を感じたと思うかを5段階で評定させた（威圧を感じる5点—威圧を感じない1点）。

(3)自由の信念強度 喫煙禁止場面および駐輪禁止場面において、主人公がタバコを吸うことはどの程度自由だと思うか（喫煙禁止場面）、もしくは主人公が自転車を置くことはどの程度自由だと思うか（駐輪禁止場面）を5段階で評定させた（自由だと思う5点—自由だと思わない1点）。

(4)感情的反発 各場面において、要請者からの言語的要請を受けて主人公がどのような気持ちになったと思うかを自由記述で回答させた。そしてこの項目で得られた回答を、まず深田・植田（1991）の反発反応の分類カテゴリー（攻撃、拒否など12のカテゴリーが存在する）に基づいて分類した。この自由記述の分類は2人の判定者が協議しながら行った。その後、これらのカテゴリーを反発の強度の点から、さらに5段階に分類し得点を付与した。すなわち攻撃、拒否といった積極的な反発を示すカテゴリーには5点を、不満、固執、合理化といった消極的な反発を示すカテゴリーには4点を、不安、葛藤、代償、その他といった中間的な反応のカテゴリーには3点を、服従という消極的な承諾を示すカテゴリーには2点を、罪責、容認といった積極的な承諾を示すカテゴリーには1点を与えた。

(5)禁止された行動に対する魅力の変化 喫煙禁止場面について、要請者からの言語的要請を受けた後で主人公のタバコを吸いたいという気持ちがどのように変化したと思うかを5段階で評定させた（吸いたいという気持ちが強くなる5点—吸いたいという気持ちが弱くなる1点）。同様に駐輪禁止場面について、主人公の自転車を置きたいという気持ちがどのように変化したと思うかを5段階で評定させた（自転車を置きたいという気持ちが強くなる5点—自転車を置きたいという気持ちが弱くなる1点）。

(6)言語的反発 各場面において、要請者からの言語的要請を受けて主人公はどう返事をすると思うかを自由記述で回答させた。得られた回答は感情的反発と同様の基準で分類し、5段階で得点化した。

(7)行動的反発 喫煙禁止場面について、主人公がその後どう行動すると思うかを次の5段階で評定させた（前よりもペースを上げて吸いつづける5点、それま

でと同じペースで吸いつづける4点、それまでよりペースを落として吸いつづける3点、今吸っているタバコを吸い終わってから吸うのをやめる2点、すぐにタバコを消して吸うのをやめる1点）。次に駐輪禁止場面について、同様に5段階で評定させた（もっとじやまになるところに置く5点、その場に置く4点、もう少しじやまにならない場所に置く3点、とりあえず駐輪場を探してみる2点、とにかく駐輪場を探してそこに置く1点）。

結果と考察

実験操作の適切性

(1)正当性操作の適切性 条件別の脅威の正当性認知得点を表1に示す。まず喫煙禁止場面における脅威の正当性認知得点を従属変数とした2要因の分散分析を行ったところ、脅威の主効果が見いだされた ($F(1, 68) = 15.01, p < .001$)。すなわち弱脅威条件の方が強脅威条件よりも得点が大きかった。また正当性と脅威強度の交互作用も見いだされた ($F(1, 68) = 5.41, p < .05$)。単純主効果の検定を行ったところ、不当条件において脅威の単純主効果が見いだされ（弱脅威条件の方で脅威の正当性認知得点が大），さらに強脅威条件において正当性の単純主効果が見いだされた（正当条件の方で脅威の正当性認知得点が大）。次に駐輪禁止場面における脅威の正当性得点を従属変数として同様の分散分析を行ったところ、両要因の主効果、交互作用は見いだされなかった。このように、脅威の正当性認知は部分的にしか正当性要因の影響を受けておらず、正当性の操作は成功したとは言いがたい。

表1. 脅威の正当性認知の平均と標準偏差

	喫煙禁止場面		駐輪禁止場面	
	強脅威	弱脅威	強脅威	弱脅威
正当	<i>M</i>	3.61	4.00	4.50
	<i>SD</i>	(1.15)	(0.91)	(1.04)
				(0.71)
不当	<i>M</i>	2.83	4.34	4.33
	<i>SD</i>	(1.30)	(0.85)	(0.84)
				(0.51)

表2. 脅威強度認知の平均と標準偏差

	喫煙禁止場面		駐輪禁止場面	
	強脅威	弱脅威	強脅威	弱脅威
正当	<i>M</i>	3.94	3.67	4.17
	<i>SD</i>	(1.10)	(1.53)	(1.10)
				(1.06)
不当	<i>M</i>	3.39	3.61	3.78
	<i>SD</i>	(1.24)	(1.42)	(1.22)
				(1.62)

(2)脅威強度操作の適切性 条件別の脅威強度認知得点を表2に示す。喫煙禁止場面と駐輪禁止場面における脅威強度認知得点を従属変数として分散分析を行ったところ、どちらにおいても要因の主効果、交互作用は

見いだされなかった。このように、脅威強度認知は脅威強度要因の影響を全く受けていなかったことから、本研究では脅威強度の操作は失敗したとみなした。

(3)実験操作に関するまとめ 上述のように、残念ながらどちらの操作とも失敗に終わった。操作失敗の原因はいろいろ考えられるが、実験材料が略画と簡単な説明文からなるものであったために、被験者が実験材料にさらされる時間が短かったことが主要な原因であるかもしれない。実験材料にさらされる時間が短かったために、被験者の脅威の正当性認知や脅威強度認知が十分に影響を受けなかったのだろう。このように第1研究では実験操作が失敗したため、分散分析による検討を断念し、代わりにパス解析による相関的な検討を行うことにする。

心理的リアクタンスに及ぼす要因の効果に関する相関的検討 本研究では、脅威の正当性認知や脅威強度認知が、自由の信念強度を媒介して内的なリアクタンス反応である感情的反発に影響を与える、さらに感情的反発が魅力変化や言語的反発、行動的反発などの反応を引き起こすと予想した。そこで第1ステップには脅威の正当性認知と脅威強度認知を、第2ステップには自由の信念強度を、第3ステップには感情的反発を、第4ステップには魅力変化、言語的反発、行動的反発を設定し、場面別にパス解析を行った。なお分析においては、各ステップの各変数にはそれ以前のステップの全変数からのパスを設定した（ただし煩雑化を避けるため、図中には有意だったパスのみ表示した）。

(1)喫煙禁止場面 喫煙禁止場面のパス解析の結果は図1の通りとなった。脅威の正当性認知は自由の信念強度を媒介して感情的反発（心理的リアクタンス）に影響を与えていた。すなわち、脅威の正当性認知が大きくなるほど自由の信念強度が小さくなり、自由の信念強度が小さくなるほど感情的反発も小さくなっていた。この結果は、脅威の正当性認知が心理的リアクタンス

喚起に影響を与えるだろうとする当初の予想をおおよそ裏付けている。また感情的反発は魅力変化、言語的反発、行動的反発に正の影響を与えていていることが確認された。一方、脅威強度認知から自由の信念強度、感情的反発へのパスは有意ではなかった。この結果は、心理的リアクタンスに脅威強度認知が直接的にも間接的にも影響を与えていないことを示している。この点は心理的リアクタンスの先行研究で得られている知見と食い違っていた。本研究では場面想定法を用いていたために、被験者は実際に「自分の」自由が侵害されていると認知することができず、それが先行研究と一貫しない結果を生じさせたのかもしれない。この点については再検討が必要であろう。ところで、脅威強度認知は感情的反発に影響を与えていなかったが、行動的反発に負の影響を与えていた。脅威を大きく認知するほど行動的反発が少なくなるという事実は心理的リアクタンスの観点から考えると一見奇妙に思える。しかし、要請者の高圧的で断定的な言動は、被要請者に自由への脅威の認知を生じさせるだけでなく要請者が被要請者を罰する力や権威を持っていることを暗示させる。そのため、要請者の高圧的で断定的な言動は、要請者の唱導方向とは逆の方向へ被要請者の態度・行動を変容させる可能性があると同時に要請者の唱導方向へ被要請者の態度・行動を変容させる可能性を持っている。特に行動的反発は要請内容を受諾するかどうかに関わる重要な指標であることから、それを表出する時には被要請者は要請者からの圧力を意識しやすいと考えられる。そのため行動的反発は魅力変化や言語的反発に比べて、脅威強度認知による抑制的な影響を強く受けるだろうと推測される。今回の分析において、脅威強度認知からのパスのうち、行動的反発へのパスだけが有意だったのは、このような理由のためだろう。

(2)駐輪禁止場面 駐輪禁止場面のパス解析の結果は図2の通りとなった。喫煙禁止場面のパス解析結果とは、

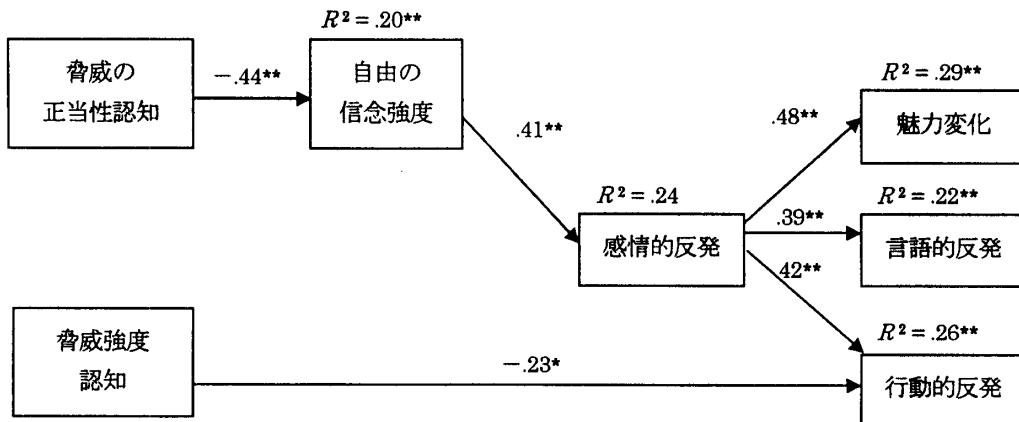


図1. 喫煙禁止場面におけるパス解析の結果

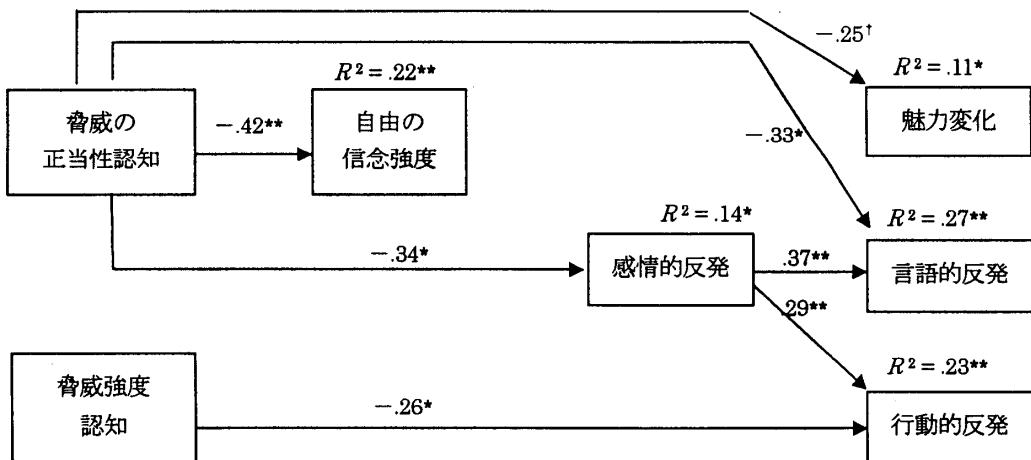


図2. 駐輪禁止場面におけるパス解析の結果

脅威の正当性認知が自由の信念強度を媒介せずに直接的に感情的反発や魅力変化に影響を与えていた点が異なっていたが、その他はおおよそ類似していた。脅威の正当性認知から魅力変化・言語的反発へのパス係数はいずれも負であり、正当性を大きく認知するほど禁止された行動に対する魅力を小さく感じ、言語的反発が少なくなることが示された。また脅威の正当性認知から感情的反発への負のパス係数も有意であった。

第2研究

目的

第2研究では、自由侵害の正当性要因と脅威方向要因がリアクタンス強度に及ぼす効果を検討する。

方法

実験計画と被験者 第2研究では、脅威の正当性（正当、不当）と脅威方向（順態度的脅威、反態度的脅威）を独立変数として扱い、 2×2 の4条件を設定した。いずれの条件においても、脅威強度は第1研究で強脅威条件として利用したものと設定した。なお被験者は第1研究と部分的に同じである。具体的には、第1研究の脅威強度要因の強脅威条件群のデータを第2研究でも利用した。第1研究と同様、各条件の人数が等しくなるようにした結果、最終的な分析対象者は72名となった（各条件の被験者は全て18人）。

実験手続き 第1研究と同じ。

実験材料 第1研究と同様、3コマの略画が記載された小冊子を利用した。ただし、実験条件の違いにより、第1研究と第2研究で利用した小冊子は、2コマ目および3コマ目の内容が異なる。

要因の操作 脅威の正当性と脅威方向の操作は、各

コマの略画と説明文を変化させることで行った。

(1)正当条件 第1研究と同じ。

(2)不当条件 第2研究と同じ。

(3)順態度的脅威条件 主人公の喫煙もしくは駐輪に対する他者からの要請と、主人公の持つ初期態度が一致した状況を描写した。具体的には、喫煙禁止場面では、「そろそろ吸うのはやめよう」と考えている状況を描写し、駐輪禁止場面では、「やっぱりここはやめよう」と考えている状況を描写した。

(4)反態度的脅威条件 主人公の喫煙もしくは駐輪に対する他者からの要請と、主人公の持つ初期態度が反対である状況を描写した。具体的には、喫煙禁止場面では、「もう少し吸おうかな」と考えている状況を描写し、駐輪禁止場面では、「よしここに置こう」と考えている状況を描写した。

従属変数の測定

いずれも第1研究と同じものと使用した。

結果と考察

実験操作の適切性

(1)正当性操作の適切性 条件別の脅威の正当性認知得点を表3に示す。まず、喫煙禁止場面の脅威の正当性認知得点を従属変数とした2要因の分散分析を行ったところ、正当性の要因の主効果が有意であった（ $F(1, 68) = 6.84, p < .05$ ）。すなわち、正当性が高い方が脅威の正当性を高く認知していた。従って、喫煙禁止場面において、正当性の操作は成功していた。

次に、駐輪禁止場面の脅威の正当性認知得点を従属変数とした分散分析を行ったところ、脅威の方向性の要因の主効果が有意であったものの（ $F(1, 68) = 9.95, p < .01$ ），正当性の要因の主効果は見られなかった。従って、駐輪禁止場面において、正当性の操作は失敗

したと考えられる。そのため、各従属変数に対する実験操作要因の効果に関する分析は、喫煙禁止場面についてのみ行う。

(2)脅威方向操作の適切性 脅威方向要因に関しては、操作チェックを行うための適切な指標が見当たらず、今回は省略した。

各従属変数に対する実験操作要因の効果 喫煙禁止場面における各従属変数を従属変数とし、2要因の分散分析を行ったところ、脅威強度認知以外では、主効果、交互作用とともに見出されなかった。

条件別の脅威強度認知得点を表4に示す。喫煙禁止場面の脅威強度認知得点を従属変数とした2要因の分散分析を行ったところ、脅威方向要因の主効果が有意傾向であり ($F(1, 68) = 3.27, p < .10$)、交互作用が有意だった ($F(1, 68) = 5.11, p < .05$)。単純主効果の検定を行ったところ、不当条件において脅威の単純主効果が見出された（順脅威条件の方で脅威強度認知得点が大）。

以上のように、第2研究では喫煙禁止場面では実験操作が成功したもの、分散分析の結果では脅威強度認知にのみ交互作用が見られたのみであった。そのため、第1研究と同様、パス解析による相関的な検討を行うこととする。

心理的リアクタンスに及ぼす要因の効果に関する相關的検討 第1研究と同様、第1ステップには脅威の正当性認知と脅威強度認知を、第2ステップには自由の信念強度を、第3ステップには感情的反発を、第4ステップには魅力変化、言語的反発、行動的反発を設定し、場面別にパス解析を行った。なお分析においては、各ステップの各変数にはそれ以前のステップの全変数からのパスを設定した（ただし煩雑化を避けるため、図中には有意だったパスのみ表示した）。

(1)喫煙禁止場面 喫煙禁止場面のパス解析の結果は図

表3. 脅威の正当性認知の平均と標準偏差

	喫煙禁止場面		駐輪禁止場面	
	順態度	反態度	順態度	反態度
正当	<i>M</i> 3.94 <i>SD</i> (0.78)	3.61 (1.11)	3.44 (1.38)	4.50 (1.01)
不当	<i>M</i> 3.28 <i>SD</i> (1.33)	2.83 (1.26)	3.61 (1.34)	4.33 (0.82)

表4. 脅威強度認知の平均と標準偏差

	喫煙禁止場面		駐輪禁止場面	
	順態度	反態度	順態度	反態度
正当	<i>M</i> 3.83 <i>SD</i> (1.07)	3.94 (1.08)	4.00 (1.33)	4.17 (1.07)
不当	<i>M</i> 4.39 <i>SD</i> (0.59)	3.39 (1.21)	4.00 (0.94)	3.78 (1.18)

3の通りとなった。第1研究の喫煙禁止場面における結果と同様、脅威の正当性認知は自由の信念強度を媒介して感情的反発（心理的リアクタンス）に影響を与えていた。すなわち、脅威の正当性認知が大きくなるほど自由の信念強度が小さくなり、自由の信念強度が小さくなるほど感情的反発も小さくなっていた。この結果より、脅威の正当性認知が心理的リアクタンス喚起に負の影響を与えるだろうとする当初の仮定を確認できた。また感情的反発は言語的反発、行動的反発に正の影響を与えていることが確認された。これも、当初の仮定を支持する結果だった。一方、第1研究の結果と同様、脅威強度認知から自由の信念強度、感情的反発への有意なパスは見られず、行動的反発への負のパスのみが見られた。

(2)駐輪禁止場面 駐輪禁止場面のパス解析の結果は図4の通りとなった。喫煙禁止場面のパス解析結果と異なり、脅威の正当性認知が自由の信念強度を媒介した感情的反発へのパスは見られなかったものの、脅威の正当性認知から感情的反発への有意なパスが確認され

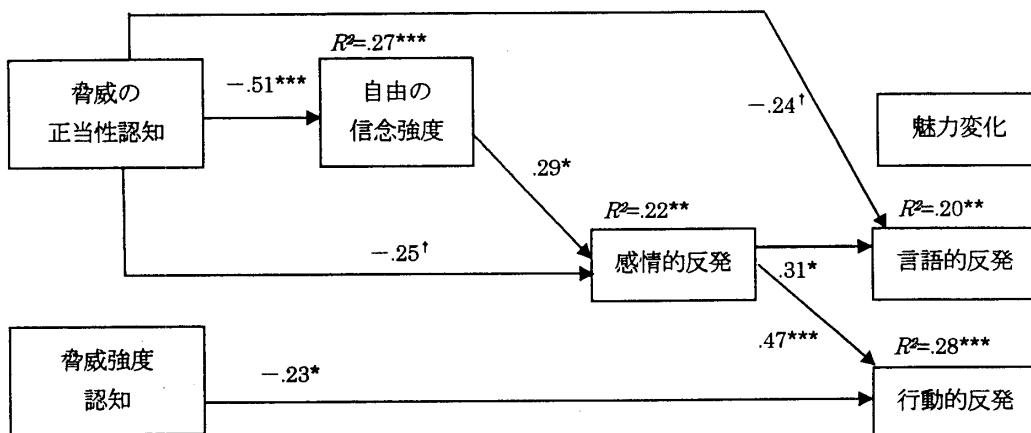


図3. 喫煙禁止場面におけるパス解析の結果

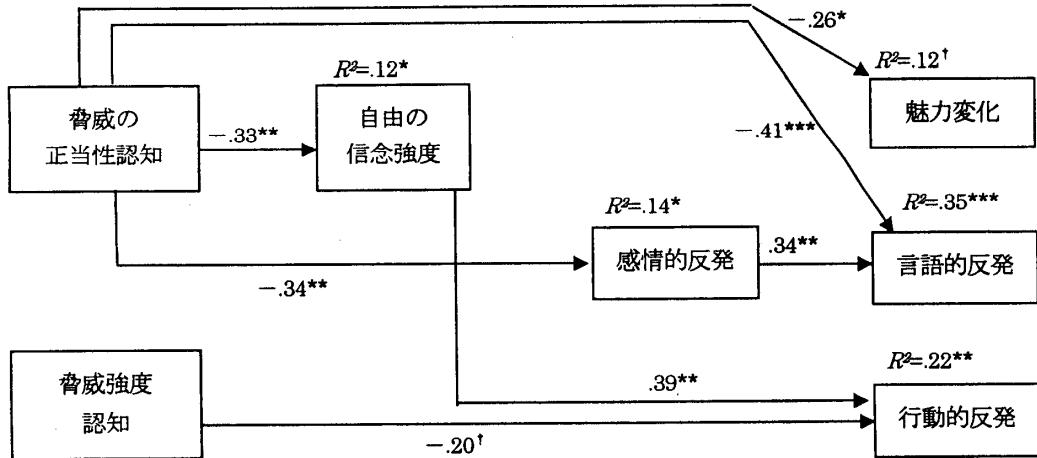


図4. 駐輪禁止場面におけるパス解析の結果

た。すなわち、脅威の正当性認知が大きくなると、感情的反発が小さくなっていた。これは当初の仮定を支持する結果である。また、感情的反発から言語的反発への正の影響は確認されたものの、行動的反発への影響は確認されず、当初の仮定とは一部異なる結果となつた。一方、魅力変化および言語的反発に対しては、正当性認知から直接的な負の影響力が確認された。さらに、正当性認知から自由の信念強度を媒介にして行動的反発へパスが見られた。

総合考察

本研究の検討事項

本研究の目的は、第1研究と第2研究を通して次の3点を検討することであった。①自由侵害の正当性が心理的リアクタンス（感情的反発）と負に関係すること、②脅威強度が心理的リアクタンス（感情的反発）と正に関係すること、③心理的リアクタンス（感情的反発）が侵害された自由の準直接的回復意図（言語的反発）および侵害された自由の直接的回復意図（行動的反発）と正に関係すること。

分散分析の結果

実験操作の適切性 本研究では、第1研究の2場面および第2研究の駐輪禁止場面で十分な実験操作ができなかった。実験材料が略画と簡単な説明文からなるものであったために、被験者が実験材料にさらされる時間が短く、十分に被験者の認知が操作されなかつたことがその原因かもしれない。今後、他の実験材料を使った検討が必要だろう。

実験操作要因の効果 実験操作が適切だったと考えられる第2研究の喫煙禁止場面に関して、分散分析を

行ったが、心理的リアクタンス（感情的反発）や禁じられた行動に対する魅力変化、自由の準直接的回復行動意図（言語的反発）、自由の直接的回復行動意図（行動的反発）に対する実験操作要因の効果は全く認められなかった。すなわちこれらの分散分析では、脅威の正当性や脅威強度、脅威の方向性が、心理的リアクタンスやそれによって生じると考えられる種々の反応に影響を与えることを確認することはできなかった。

個人内反応間の分析 実験操作がうまくいかなかつた場面が多かったため、本研究では個人内反応間の分析を行つた。その結果、①脅威の正当性認知が、心理的リアクタンス、自由の準直接的回復行動意図、自由の直接的回復行動意図に対して直接的あるいは間接的な影響を与えていたこと、②脅威強度認知が心理的リアクタンスに影響を与えておらず、代わりに自由の直接的回復行動意図に対して負の影響を与えていたこと、③感情的反発が言語的反発、行動的反発、および一部の魅力変化に影響を与えていたことが明らかとなった。①と③は、事前の仮定と一致するものであった。一方、②の結果は、脅威強度認知に関する事前の仮定とは異なつていた。当初は脅威の強度が大きくなるほど心理的リアクタンスは大きくなると仮定されており、脅威の強度認知と行動的反発の間に直接的パスが存在するとしても、そのパス係数は正であろうと思われた。しかし実際はそのパス係数は負であり、脅威認知が大きくなるほど行動的反発が抑制されることが示された。これは要請者の高圧的な働きかけが、要請者の権威の存在や強い意志を暗示することに関係があるのかもしれない。この点に関しては、今後より詳細な検討を行っていく必要があるだろう。

総括と今後の課題

分散分析では当初の仮定を検証することができなかつたものの、パス解析を使用することによって、脅威の正当性認知が心理的リアクタンスやそれによって生じると思われる諸反応の発生を抑制することが明らかとなつた。脅威の正当性と心理的リアクタンスの関係を扱った先行研究は少なく、部分的にではあるがその影響過程を明らかにした本研究の意義は大きいと思われる。今後、さらにその影響過程を検討し、心理的リアクタンスに関する全体像を明らかにしていく必要があるだろう。最後に今後の課題を述べておきたい。第1に、本研究で操作に失敗した正当性要因、脅威強度要因の再検討が必要である。略画の刺激ではなく、文章や映像によってより詳細な情報を被験者に与えるなどしてこれらの操作を成功させ、操作変数と心理的リアクタンスの因果関係を明らかにする必要がある。第2に、脅威の方向性要因に関しても再検討の必要がある。第2研究ではこの要因を主人公が要請を受ける直前に、禁止される行動に関してどのように思っていたかを略画のフキダシで表現することによって操作していた。そしてこの要因は、操作チェックが困難であることから、第2研究では暫定的に操作チェックのないまま成功したものとみなしていた。しかし、わずか1コマのフキダシでは十分な操作ができていなかった可能性があり、それゆえ第2研究の喫煙禁止場面でこの要因の影響が認められなかつたのかもしれない。今後、より強力な操作を使用して、その影響を明らかにしていく必要があるだろう。

引用文献

- Brehm, J. W. 1966 *A theory of psychological reactance*. New York: Academic Press.
- Brehm, S. S., & Brehm, J. W. 1981 *Psychological reactance: A theory of freedom and control*. New York: Academic Press.

- 深田博己 1983 心理的反発に関する発達的研究 島根大学教育学部紀要 教育科学, 17, 31-39.
- 深田博己 1986 幼児の心理的反発に及ぼす順態度的脅威と反態度的脅威の効果 島根大学幼年期教育研究, 3, 19-27.
- 深田博己 1994 心理的リアクタンスにおける性差と年齢差 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), 43, 125-133.
- 深田博己 2003 心理的リアクタンスに及ぼす自由侵害の正当性と合法性の効果 広島大学大学院教育学研究科紀要 第三部(教育人間科学関連領域), 52, 印刷中.
- 深田博己・木村堅一 1996 教師の言語的脅威に対する小・中学生の反発—順態度的脅威と反態度的脅威— 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), 45, 45-54.
- 深田博己・木村堅一・牧野幸志 1997 小・中学生の反発に及ぼす教師の言語的脅威の正当性の効果 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), 46, 27-32.
- 深田博己・木村堅一・牧野幸志 1998 小・中学生の反発に及ぼす教師あるいは同級生の言語的脅威の効果 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), 47, 29-35.
- 深田博己・坪田雄二・周玉慧 1993 母親の言語的脅威に対する児童の心理的リアクタンス(2)－日本と台湾の比較－ 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), 42, 37-43.
- 深田博己・植田智 1991 進路決定場面における教師に対する生徒の反発反応 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), 40, 95-102.
- 深田博己・植田智 1991 心理的リアクタンスに及ぼす強制脅威と禁止脅威の効果 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), 42, 25-35.
- 坪田雄二・深田博己・周玉慧 1992 母親の言語的脅威に対する児童の心理的リアクタンス－日本と台湾の比較－ 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), 41, 49-56.